

新型インフルエンザ等対策特措法関係（施行日：公布の日）

資料 2

熊本市議会委員会条例（平成25年条例第28号）新旧対照表 【第11条の2第1項】

改正後（案）	現行
<p>目次（略）</p> <p>第1条～第11条（略）</p> <p style="padding-left: 2em;">（委員会の開催方法の特例）</p> <p>第11条の2 委員長は、委員の全部又は一部について、新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。）のまん延の防止を図る必要があるため、委員会を招集する場所に出席することが困難であると認めるときは、第15条ただし書に規定する秘密会を開催しようとする場合を除き、委員同士が映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話することができる方法（以下「オンライン」という。）によって、委員会を開催することができる。この場合において、当該場所に存しない委員がオンラインにより委員会に出席したときは、次条及び第13条第1項の規定の適用については、当該委員は、委員会に出席したものとみなす。</p> <p>2（略）</p> <p>第12条～第30条（略）</p> <p style="padding-left: 2em;">附則（略）</p>	<p>目次（略）</p> <p>第1条～第11条（略）</p> <p style="padding-left: 2em;">（委員会の開催方法の特例）</p> <p>第11条の2 委員長は、委員の全部又は一部について、新型コロナウイルス感染症（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。）のまん延の防止を図る必要があるため、委員会を招集する場所に出席することが困難であると認めるときは、第15条ただし書に規定する秘密会を開催しようとする場合を除き、委員同士が映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話することができる方法（以下「オンライン」という。）によって、委員会を開催することができる。この場合において、当該場所に存しない委員がオンラインにより委員会に出席したときは、次条及び第13条第1項の規定の適用については、当該委員は、委員会に出席したものとみなす。</p> <p>2（略）</p> <p>第12条～第30条（略）</p> <p style="padding-left: 2em;">附則（略）</p>

熊本市議会協議等の場におけるオンラインによる開催方法の特例を定める要綱（令和3年議会要綱第2号）新旧対照表

改正後（案）	現行
<p>第1条（略）</p> <p>（協議等の場の開催方法の特例）</p> <p>第2条 協議等の場の招集権者（以下「招集権者」という。）は、協議等の場の構成員（以下「構成員」という。）の全部又は一部について、新型コロナウイルス感染症（<u>病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症</u>をいう。）のまん延の防止を図る必要があるため、協議等の場を招集する場所に参加することが困難であると認めるときは、構成員同士が映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話することができる方法（以下「オンライン」という。）によって、協議等の場を開催することができる。</p> <p>第3条（略）</p> <p>附則（略）</p>	<p>第1条（略）</p> <p>（協議等の場の開催方法の特例）</p> <p>第2条 協議等の場の招集権者（以下「招集権者」という。）は、協議等の場の構成員（以下「構成員」という。）の全部又は一部について、新型コロナウイルス感染症（<u>新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症</u>をいう。）のまん延の防止を図る必要があるため、協議等の場を招集する場所に参加することが困難であると認めるときは、構成員同士が映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話することができる方法（以下「オンライン」という。）によって、協議等の場を開催することができる。</p> <p>第3条（略）</p> <p>附則（略）</p>